

香川県報



第 99 号

平成 16 年

12月14日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	（環境管理課）	一
	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	二
	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	（環境管理課）	三
	平成十五年香川県告示第三百三十七号（生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定）の一部訂正	（環境管理課）	三
	特定調達契約に係る平成十七年度の物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	（会計課）	八
公告	落札者等の公示	（県立病院課）	五
	大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	（経営支援課）	五
	土地改良事業の適否決定（三件）	（土地改良課）	六
	土地改良事業の認可	（環境管理課）	七
	土地改良事業の工事完了の届出	（環境管理課）	七
	落札者等の公示	（下水道課）	七
	開発行為に関する工事の完了	（建築課）	七
	選挙管理委員会告示		八
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出		八
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出		八

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

告示

香川県告示第八百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 母艦の概要

(1) 母艦者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡土田町甲1776

有限会社 海南荘 代表取締役 池本憲一

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡土田町甲1776

海南荘

(3) 変更しようとする事項の内容

これまで第2排水口から排出していた排水を、放流ポンプを利用して第1排水口に統合して排出するように変更する。

(4) 特定施設に関する事項

変更なし。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし。

(6) 排水水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区 分	第 1 排 水 口		第 2 排 水 口		
		変 更 前	最 大	変 更 前	最 大	
排出水の汚染状態	項 目	通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	-	-
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	-	-
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	-	-
		浮遊物質 (mg/ℓ)	20	30	-	-
		窒素含有量 (mg/ℓ)	30	55	-	-
		りん含有量 (mg/ℓ)	4	5	-	-
		大腸菌群数 (個/cm ²)	1,000	3,000	1,000	3,000
		排出水の量 (m ³ /日)	19	23	52	63

大腸菌群数 (個/cm ²)	1,000	3,000	-	-
排出水の量 (m ³ /日)	33	40	0 (雨水)	0 (雨水)

他に、排水口が2箇所(うち、雨水排水口が1箇所)ある。

(備考) 今回の申請は、第2排水口から排出していた排水を、第1排水口に統合して排出するものであるため、当該事業場から排出される排水の量及び汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年12月14日から平成17年1月4日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び土庄町生活人權課

香川県告示第八百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一、一九	愛在宅ケアセンタ 綾歌郡綾歌町富熊 四四〇番地一	有限会社未来 綾歌郡綾歌町富熊 四四〇番地一	訪問介護 居宅介護支援

香川県告示第八百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

廃止年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、八、三一	グループホーム峠の家きやま 坂出市川津町二〇 〇一番地一	社会福祉法人敬世会 坂出市川津町一九 八六番地二二	痴呆対応型共同生活介護

香川県告示第八百十八号

平成十五年香川県告示第三百三十七号(生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定)の一部を次のように訂正する。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

表中

平成一五、四、一八	特別養護老人ホームレファシード直島	社会福祉法人ことぶき会 岡山県御津郡御津町大字紙工一四一	短期入所生活介護 介護老人福祉施設
平成一五、五、一	特別養護老人ホームレファシード直島 香川郡直島町三七四九一	社会福祉法人ことぶき会 岡山県御津郡御津町大字紙工一四一	通所介護 居宅介護支援事業

平成一五、四、一八	レファシード直島 短期入所生活介護 香川郡直島町三七四九一	社会福祉法人ことぶき会 岡山県御津郡御津町大字紙工一四一	短期入所生活介護
平成一五、五、一	レファシード直島	社会福祉法人ことぶき会 岡山県御津郡御津町大字紙工一四一	通所介護

を

平成一五、五、一	レファシード直島 居宅介護支援事業所 香川郡直島町横防 三七四九一	社会福祉法人ことぶき会 岡山県御津郡御津町紙工一四一〇	居宅介護支援
	デイサービスセンター 香川郡直島町横防 三七四九一	ぶき会 岡山県御津郡御津町紙工一四一〇	

香川県告示第八百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る、平成十七年度(平成十七年四月一日から同年十二月三十一日までの期間に限る。)において県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請方法等について次のとおり公示する。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 競争入札に参加することができない者
 - 1 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。
 - (一) 契約を締結する能力を有しない者
 - (二) 破産者で復権を得ない者
 - 2 次のいずれかに該当する者は、その事実があつた後二年間競争入札に参加することができないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (一) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (二) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成

に

立を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(三) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(四) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員職務の執行を妨げた者

(五) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(六) (一)から(五)までのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

二 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付される資格を有する者とする。この場合において、B級に該当する者は、契約の予定価格が一六〇万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとする。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがある。

資 格 要 件	資 格 区 分	
	A 級	B 級
申請日の直前の事業年度(一年間)の製造又は販売等の実績高	三、万円以上	A級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合
申請日の直前の事業年度(一年間)の決算における自己資本額	五万円以上	
申請日の属する月の初日における営業年数	三年以上	

三 競争入札に係る営業種目

競争入札に係る営業種目は、次に掲げるものとする。

文具事務機器類、用紙類、一般印刷類、地図・フォーム印刷類、印章類、表彰品・記念品類、医療機械器具類、薬品類、計測理化学機械器具類、車両類、視聴覚機器類、電気通信機械器具類、建設産業機械器具類、農業機械器具類、衣料雑貨類、家具木工類、室内裝飾看板類、食料品類、燃料類、書籍類、運動用具・楽器類、写真機・写真材料類、厨房器具類、暖冷房衛生設備機器類、消防防災機器類、清掃器具・塗料・船員類、水道用資材類、造船類、木材類、建築・建設資材類、金属くず・古物商、建

建築物環境維持管理、賃貸・リース、企画・広告・イベント、コンピュータ処理・ソフトウェア開発、警備保障・人材派遣、調査・研究・検査、代理業、その他

四 申請の方法

1 競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)(の提出場所
競争入札に参加する資格を得よとする者は、申請書を香川県出納局会計課へ提出しなければならない。

2 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 営業経歴書

(二) 納税証明書(香川県内に営業所等を有する者にあつては香川県税に滞納のない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書、それ以外の者にあつては法人税又は所得税に係るもの並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書)

(三) 身分証明書(個人のみ)

(四) 商業登記簿謄本(法人のみ)

(五) 決算状況を明らかにする書類

(六) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面又はその写し

(七) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び添付する書類(以下「申請書等」という。)(の作成に用いる言語等

(一) 申請書、営業経歴書及び決算状況を明らかにする書類は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

(二) 申請書、営業経歴書及び決算状況を明らかにする書類に記載する金額については、日本国通貨で表示すること。

なお、その他の添付書類で外国通貨で表示してあるものは、出納官史事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付すること。

4 申請書用紙の頒布場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書により申請者に通知する。

6 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十七年十二月三十一日までとする。

7 資格の取消し

六の資格の有効期間内に一の競争入札に参加することができない者となつた者又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を取り消すことがある。

8 申請書記載事項の変更

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたときは、変更届（別に指定する様式）により、直ちにその旨を届け出なければならない。

1 商号又は営業所等の名称及び所在地

2 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

3 使用印鑑

九 問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

電話番号 〇八七 八三一 三六四二又は〇八七 八三一 三六三一

公 告

香川県公告第五百九十号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成十七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 ナースコール運動型院内PHSシステム 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年十月二十八日

五 落札者の氏名及び住所 日電工業株式会社 高松市番町二丁目一〇番一號

六 落札金額 六七、七二五、〇〇〇円

（消費税及び地方消費税三、二二五、〇〇〇円を含む。）

七 入札公告日 平成十六年八月十三日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七 八三一 三三一〇

香川県公告第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十六年香川県公告第三百九十六号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター太田店 高松市多肥下町一九二番地二

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年十二月十四日(火曜日)から平成十七年一月十四日(金曜日)まで

香川県公告第五百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十一月二十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月二十八日から平成十七年一月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業本村地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業沖下所地区	"

香川県公告第五百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊郡山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(揚水施設改修事業)(長野地区)	山本町産業振興課
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	"

"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	龜田地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	西中地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	中池地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	芋の池地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道新設事業)	賀條寺地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)	東香原地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)	宮の浦地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)	龜原地区

香川県公告第五百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名	縦覧場所
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業円仏地区	東かがわ市事業部経済課
"	単独県費補助土地改良事業北山地区	"
"	単独県費補助土地改良事業小磯地区	"

単独県費補助土地改良事業安戸地区

〃

香川県公告第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十一月二十九日認可した。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業北堀江地区
〃	単独県費補助土地改良事業本三地区
〃	単独県費補助土地改良事業平木池地区

香川県公告第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年十二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業	大井出地区	平成一五、六、一〇
〃	単独県費補助土地改良事業（横断道関連）	森池地区	平成一六、三、一九

香川県公告第五百九十七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）（第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定

（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十六年十二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 調達件名及び数量 中讃流域下水道大東川浄化センター改築事業委託業務 一式
 - 二 調達方法 請負
 - 三 契約方式 随意契約
 - 四 契約日 平成十六年十月十三日
 - 五 契約者の氏名及び住所 日本下水道事業団 東京都港区赤坂六丁目一番二〇号
 - 六 契約価格 二、四七五、〇〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号及び第二号に該当
 - 八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部下水道課下水道推進グループ 電話番号〇八七 八三一 三五六六
- 香川県公告第五百九十八号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
- 平成十六年十二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 綾歌郡綾南町大字董原字下所八一四 一、八一五 二及び八一五 一一二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九 四 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成十六年十二月十四日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
功和会	真鍋 裕二	真鍋 裕二	高松市東山崎町五一四

香川県選挙管理委員会告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十二月十四日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党川岡支部	主たる事務所の所在地	高松市岡本町二九五 四	高松市川部町三九八
	代表者の氏名	岡下 勝彦	諏訪 博文
	会計責任者の氏名	石田 崇貴	長尾 明幸
自由民主党築地支部	主たる事務所の所在地	高松市福田町二二 一三	高松市築地町五一 〇
	代表者の氏名	村尾 秀樹	山下 息市
	会計責任者の氏名	村尾 秀樹	山下 息市

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
加門仁史後援会	政治団体の名称	加門仁史後援会	加門仁史と地域を考 える会
長期政策総合懇話会香川県支部（竹下登後援会）	代表者の氏名	谷川 実	大西 潤南

香川県選挙管理委員会告示第百四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十六年十二月十四日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

五十分の一の数	一六、七二一人
三分の一の数	二〇六、〇〇四人
県議会議員各選挙区における三分の一の数	
高松市選挙区	九一、二八九人
丸亀市選挙区	二一、七二九人
坂出市選挙区	二〇、五八六人
善通寺市選挙区	九、五一〇人
観音寺市選挙区	二、〇一九人
さぬき市選挙区	一五、四三一人
東かがわ市選挙区	一〇、五六〇人
小豆郡選挙区	九、六九七人
木田郡第一選挙区	七、九九〇人

木田郡第二選挙区
香川郡選挙区
綾歌郡選挙区
仲多度郡第一選挙区
仲多度郡第二選挙区
三豊郡第一選挙区
三豊郡第二選挙区

六、七四二人
九、八九二人
二一、五六一人
八、九七一人
六、五六五人
二〇、一四三人
五、九九七人

平成十六年十二月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています